

第2回「としま子ども会議」 実施報告書



SDGs未来都市としま



SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

豊島区は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。



令和3年度
豊島区

目次

1 概要	1
(1) 目的.....	1
(2) 対象者及び参加者.....	1
(3) 実施期間及び実施方法.....	2
(4) 実施内容.....	2
2 各回の実施内容	3
(1) 第1回（6月20日）.....	3
(2) 第2回（7月25日）.....	3
(3) 第3回（8月29日）.....	4
(4) 第4回（9月19日）.....	4
(5) 第5回（10月17日）.....	5
(6) 第5回（11月28日）.....	5
3 意見発表会	6
(1) 開催概要.....	6
(2) 開会の挨拶・令和3年度「としま子ども会議」実施の振り返り.....	7
(3) 生涯学習チームの発表.....	8
(4) 多文化共生チームの発表.....	9
(5) SDGs チームの発表.....	10
(6) バリアフリーチームの発表.....	11
(7) 発表テーマに関係する部署の管理職よりコメント.....	12
(8) 講評.....	13
(9) 子どもたちへメッセージ・閉会の挨拶.....	14
4 参加者・保護者の皆様からの感想	15
5 関連資料	18
(1) 意見発表会資料.....	18
(2) 豊島区子どもの権利に関する条例.....	73
(3) としま子ども会議実施要綱.....	78

(1) 目的

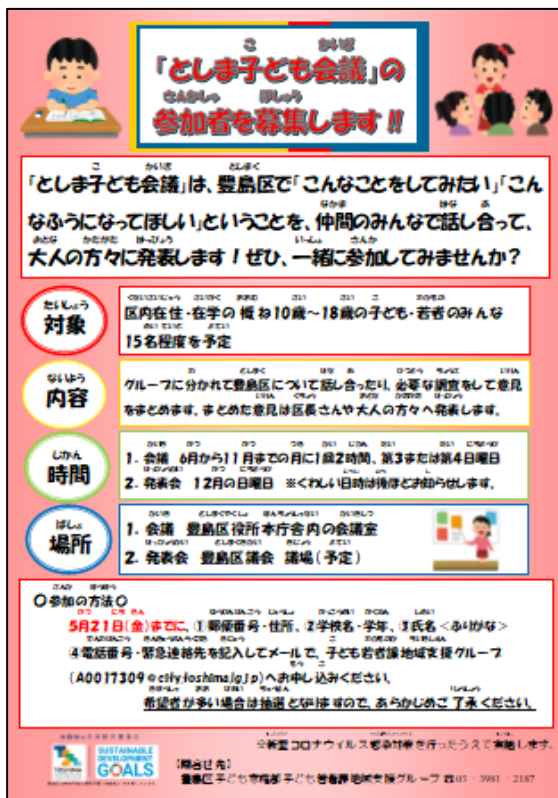
「豊島区子どもの権利に関する条例」第20条第4項に基づき、子どもたちが区政などについて話し合い、意見を表明する場を設けることで、区政に子どもの意見を反映するよう努めるとともに、「児童の権利に関する条約」や「豊島区子どもの権利に関する条例」に定める子どもの意見表明や社会参加の確保を図ることを目的として実施する。

「豊島区子どもの権利に関する条例」第20条第4項

区は、次代を担う子どもの意見を区政に反映するよう努め、子どもの意見を聴き、話し合う場として、としま子ども会議を開催しなければなりません。

(2) 対象者及び参加者

区内に在住または在学の概ね10歳～18歳までの子ども若者を対象に公募した。区内の小・中学校および高等学校等へ参加者募集用のチラシを配付するとともに、広報としま5月1日号や区ホームページにて募集案内を掲載。5月21日を締め切りとして参加者を募集した。



「としま子ども会議」の参加者を募集します!!

「としま子ども会議」は、豊島区で「こんなことをしてみたい」「こんなふうになってほしい」ということを、仲間の人々と話し合っ、大人の方々に発表します！ぜひ、一緒に参加してみませんか？

対象 区内在住・在学の概ね10歳～18歳の子ども・若者の計15名程度を予定

内容 グループに分かれて豊島区について話し合ったり、必要に応じて意見をまとめる。まとめた意見は区長さんや大人の方々に発表します。

時間 1. 会議 6月から11月までの月1回2時間、第3または第4日曜日
2. 発表会 12月の日曜日 ※くわしい日時が確定したらお知らせします。

場所 1. 会議 豊島区役所本庁舎内の会議室
2. 発表会 豊島区議会 議場(予定)

参加の方法 5月21日(金)までに、①郵便番号・住所、②学校名・学年、③氏名(ふりがな)、④電話番号・緊急連絡先を記入してメールで、子ども若者課地域支援グループ(A0017309@city.foshima.jp)へお申し込みください。
希望者が多い場合は抽選とさせていただきます。あらかじめご了承ください。

※新型コロナウイルス感染対策を行ったうえで実施します。

【問合せ先】
豊島区子ども政策部 子ども若者課地域支援グループ 番 03-3981-2187

小学生用募集チラシ



「やってみたい」「実現したい」を一緒に話そう!

「としま子ども会議」の参加者を募集します!

「としま子ども会議」は、子どもの皆さんが集まって、豊島区や区政についてテーマを決めて、会議で意見を話し合い、発表会にて区長さんや大人の方々に発表する取組です。
令和3年度の開催にあたって、参加者を募集します。ぜひ参加して、豊島区について「こんなことをしてみたい」「こんなふうになってほしい」を一緒に話し合いましょう!

対象 豊島区在住または在学の10歳～18歳の子ども・若者 15名程度

内容 班分けをして、班ごとに豊島区や区政についてテーマを決めて会議で意見交換したり、必要に応じて意見をまとめる。区長さんや大人の方々に発表する意見をまとめます。会議が全て終わった後、発表会で意見を発表します。

日時 ①会議 6月から11月までの月1回2時間、第3または第4日曜日
②発表会 12月の日曜日
どちらも、詳しい日時は追ってお知らせします。

会場 ①会議 豊島区役所本庁舎内の会議室
②発表会 豊島区議会 議場(予定)

★お申し込み★
5月21日(金)までに、郵便番号・住所、学校名・学年、氏名(ふりがな)、電話番号・緊急連絡先を記入してメールで、子ども若者課地域支援グループ(A0017309@city.foshima.jp)へお申し込みください。
※希望者多数の場合は抽選となりますので、あらかじめご了承ください。

※新型コロナウイルス感染対策を行ったうえで実施します。

【問合せ先】
豊島区子ども政策部 子ども若者課地域支援グループ 番 03-3981-2187

中学生以上用募集チラシ

《令和3年度参加者》 ※定員を超える申し込みがあったため、抽選により参加者を決定。

氏名（ふりがな）	学校・学年
石原 聖菜（いしはら せな）	目白小学校・4年生
寺師 明希（てらし あき）	要小学校・4年生
高安 紗希（たかやす さき）	淑徳小学校・5年生
竹田 裕紀（たけだ ゆき）	南池袋小学校・5年生
松本 佳積（まつもと かづみ）	千早小学校・5年生
三原 真理愛（みはら まりあ）	千早小学校・5年生
齋藤 夜空（さいとう よぞら）	池袋第三小学校・6年生
坂田 裕奈（さかた ゆな）	西池袋中学校・1年生
竹内 健人（たけうち けんと）	巣鴨北中学校・1年生
和田 篤泰（わだ あつひろ）	立教池袋中学校・1年生
稲次 啓子（いなつぐ けいこ）	明豊中学校・2年生
井上 煌平（いのうえ こうへい）	本郷中学校・3年生
井上 春杜（いのうえ はるもり）	本郷中学校・3年生
上平 翠（うえひら みどり）	光塩女子学院中等科・3年生
植野 葵（うえの あおい）	文京学院大学女子高等学校・1年生
高橋 大地（たかはし だいち）	立教大学・1年生

小学生7名、中学生7名、高校生1名、大学生1名 計16名

（3）実施期間及び実施方法

令和3年6月～11月までの期間に会議を全6回開催し、12月に意見発表会を開催。
新型コロナウイルス感染対策を講じたうえで、参集形式にて実施した。

（4）実施内容

今年度は、初回に「区取組」についての講演会を実施し、その内容を踏まえ、豊島区が「こんなふうになってほしい！」「こういうことをしてみたい！」を皆で考えた。テーマの分野が近い子どもたちで4チームを構成し、各チームにはテーマに関係する区職員を「職員ファシリテーター」として配置して、区取組等の助言や発表用資料作成のサポート等しながら会議を進めた。12月に意見発表会を議場で開催し、会議で考えたことや話し合った成果を区長等へ発表した。

また、実施にあたっては第1回「としま子ども会議」に続き、幅野裕敬氏（NPO 法人 SLC 理事長）がファシリテーターとして会議の進行や全体統括を務めた。

2

各回の実施内容

第1回（6月20日）

子どもたちへの趣旨説明や区職員による「区の取組」についての講演会を実施しました。講演会後は、参加者の皆で自己紹介やアイスブレイクをとりながら、コミュニケーションを深めました。



第2回（7月25日）

講演会の内容を踏まえ、各自で自分のテーマについて考えました。考えの近い人が集まり4つのチームを結成。後日、区の取組等についてチームごとに区役所へ聞き取り調査を実施しました。



第3回（8月29日）

区役所への聞き取り調査を踏まえ、チームごとに意見交換をし、テーマを決めました。

また、この回から職員ファシリテーターが、区の実践についての助言や皆の発表用資料づくりをサポートするため、各チームに加わりました。



第4回（9月19日）

各チームで意見交換や調査をしながら、発表用の資料を作成しました。



第5回（10月17日）

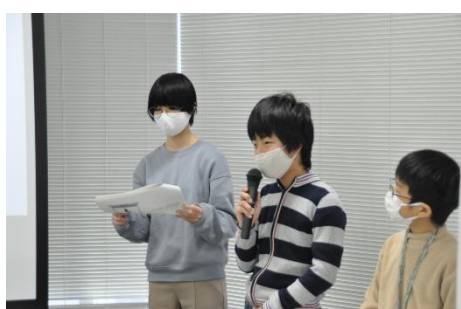
前回に続き、発表用資料を作成しました。完成に向けラストスパート。



第6回（11月28日）

いよいよ、意見発表会前最後の「としま子ども会議」。

意見発表会当日に向け、本番さながらチームごとにリハーサルをして最終調整を行いました。



3

意見発表会

開催概要

(1) 日時・会場

日時：令和3年12月12日（日） 午前10時30分から12時00分

会場：区議会議場（豊島区役所本庁舎8階）

(2) 当日の出席者

■「としま子ども会議」参加者及び保護者の皆様

■「としま子ども会議」ファシリテーター NPO 法人 SLC 理事長 幅野裕敬 氏

【豊島区より】

■高野之夫 区長 ■高際みゆき 副区長 ■金子智雄 教育長

【豊島区区議会より】

■磯一昭 議長 ■芳賀竜朗 子ども文教委員長

【特別出席】

■豊島区 SDGs 未来都市推進アドバイザー 一木広治 氏

【豊島区関係課長】

■長澤義彦 学習・スポーツ課長 ■安達絵美子 多文化共生推進担当課長

■星野和也 SDGs 未来都市推進担当課長 ■栗原せい子 障害福祉課長

【職員ファシリテーター】

■学習・スポーツ課 野村陽彦 主事 ■多文化共生推進担当課 後藤芳行 係長

■SDGs 未来都市推進担当課 佐藤硫維 係長 ■障害福祉課 及川小貴保 主任

■障害福祉課 福村友子 主事

(4) 実施内容

発表会前半に、子どもたちが「としま子ども会議」で考えたことや話し合った成果を、チームごとに発表し、テーマに関係する部署の管理職から発表に対するコメントや区の方向性等を子どもたちへお話しいただいた。また、発表会後半には出席した方々による講評も行った。

開会の挨拶（高野之夫 区長）

本日は、としま子ども会議意見発表会にご出席賜りありがとうございます。今日は皆さんからどのような意見が出るのか、大変楽しみにしています。この「としま子ども会議」は昨年度から始まりましたが、昨年度は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、少人数での開催となりました。ただ、今年は応募定員者数を超える申し込みがあり、今日は抽選で選ばれた16名の皆様に発表をさせていただきます。豊島区は昨年7月、東京23区では初となる「SDGs 未来都市」「自治体SDGs モデル事業」に選ばれました。これから、ますます社会が変わり、SDGsの17項目それぞれが2030年のゴールを目指して、これからの社会を皆で変えていこうという、大変大きな取組になっていくことと思います。



今日はこのような雰囲気の中で緊張しているかもしれませんが、今まで取り組んできたことを存分に心置きなく発表してもらいたいと思います。また、会議の進行や子どもたちの意見に毎回耳を傾けご指導いただいたファシリテーターの幅野様、またお子様の「としま子ども会議」への参加をサポートしていただいた保護者の皆様に厚く御礼申し上げ、私からのメッセージとさせていただきます。

令和3年度「としま子ども会議」実施の振り返り（NPO 法人 SLC 理事長 幅野裕敬 氏）



今年度の「としま子ども会議」は「豊島区がこういうふうになってほしい」「こういうことをしてみたい」を皆で考えました。また、会議をする時は「自分の想いを大事にしよう」「人の意見は否定しない」「意見と提案をセットで考えよう」この3つのルールを大切にしようと皆で決めて、この半年間進めてきました。

今年度第1回の「としま子ども会議」では、区の職員の方から区の基本計画をもとに「区の取組」についての講演会を実施しました。その後、皆で自己紹介をし、講演会で聞いたことを踏まえて、自分たちのテーマを考えてもらいました。第2回は自分たちがやりたいことで誰が喜んでくれるのか、どのような困っている人を助けることができるのかを皆で意見を交わしました。第3回は「豊島区をさらに知ろう」ということで、ここからチームのテーマに関する区職員がファシリテーターとして各チームに加わりました。夏休み中には、テーマに関係する部署の区職員へ聞き取り調査も実施し、わかったことをチームの皆で共有をしました。第4回、第5回については発表用の資料作成、第6回は本番さながら発表練習をし、今日を迎えました。

子どもたちも今日は緊張していると思いますが、皆様どうぞ温かい目で見ただけいたら幸いです。それでは、今日は皆で頑張っていきましょう。

生涯学習チームの発表

【チームのテーマ】

様々な分野の学習や体験、交流を通じて、豊かな暮らしを実現する



左から、職員ファシリテーターの野村さん、和田さん、齋藤さん、高安さん（井上(春)さんは当日欠席）

農業を通じて、緑や世代を超えたコミュニティをつくりたいです。また、小・中学校にミニ農園を作って農作業を子どもたちに体験させるだけでなく、収穫した野菜は学校の給食や炊き出し等に活用することを提案します。



和田さん



オリパラ後の施設の有効活用について、中止となったオリパラ行事の代わりが予定されていないので、豊島区の体育大会を国立競技場で行うのはいかがでしょうか。オリパラで使われた施設で豊島区の大会を行い、オリパラの代わりにその大会を見に行くことを提案します。

齋藤さん

「としまスポーツまつり」で知ったポッチャに興味を持ち大会で優勝をした経験や、東京で開催したオリパラを観て、もっとたくさんのスポーツを体験したいと思いました。「としまスポーツまつり」のようなスポーツイベントをもっともっと増やしてほしいです。



高安さん



家出や不登校の子を支援するため、豊島区内にある廃校等を活用して、就学支援プログラムを実施することはできないでしょうか。一度失敗しても立ち直ることができ、社会に出るために必要な技能等を学ぶことのできる環境の構築を提案します。

井上(春)さん

多文化共生チームの発表

【チームのテーマ】

日本人と外国人がお互いの文化・習慣に対する理解を深め、共に暮らそう



左から、高橋さん、上平さん、三原さん、植野さん、職員ファシリテーターの後藤さん



高橋さん

豊島区に関連する文化を選んで絵を描いて応募すると、優秀作品が IKEBUS の内装デザインに採用されるイベントや、豊島区内の学校などから文化アンバサダーを募り、アンバサダーが IKEBUS ツアー等のコンダクターをすることを提案します。

豊島区の文化はもとより、海外からお越しの観光客への日本舞踊や能などの日本の伝統文化の普及・発信やそれに伴うイベントの開催を提案します。また、文化発信の担い手の支援および後継者不足への対処が今後の課題であると思います。



上平さん



三原さん

新型コロナウイルス禍でも、外国人と交流したり、外国語を学び親しむことのできる環境をつくりたいです。Zoom などを使ったオンラインでの外国人の方との交流と、区民ひろばでコロナ対策を徹底したうえでの交流イベントを提案します。

複雑な区役所の申請を特にベトナム語やミャンマー語など専門的知識を持った通訳者の育成や、申請をスムーズに進められるようインターネット等でも他言語で分かりやすく提示する等、外国人の居住者がストレスや孤独を感じない環境整備を提案します。



植野さん

SDGs チームの発表

【チームのテーマ】

SDGs で誰一人取り残さないまち、誰もが主役になれるまちを目指せる取組を考える



左から、竹内さん、松本さん、稲次さん、職員ファシリテーターの佐藤さん

区として「緑」を置く場所がなくなってきていることが課題です。そこで、ビルの外壁に植物を配置する壁面緑化を提案します。例えば、西武百貨店の植物の壁を一部でなくビル全部につけ、池袋にあるすべてのビルに植物を配置することはどうでしょうか。

稲次さん



竹内さん

学校でのオンライン授業の推進やプリントの電子化、転入・転出届のオンライン化、小・中学生に配布するタブレットを国産にすることで安全面を確保しながら、区のデジタル化の進行度合いをしっかりと専門家に調査してもらうことを提案します。

安全性を高めるため全ての道路に白線を引くことと、訪れる人にとって分かりやすく、整備しやすい街づくりのために、道路を広く通りやすくすることを提案します。そうすることで高齢者でも住みやすく、車道と歩道を明確に分けることで安全で快適なまちにしたいです。

松本さん



バリアフリーチームの発表

【チームのテーマ】

困っている人や社会に参加したいと思っている人の心と体のバリアをなくす



左から、職員ファシリテーターの及川さん、寺師さん、石原さん、竹田さん、坂田さん、井上(煌)さん、職員ファシリテーターの福村さん

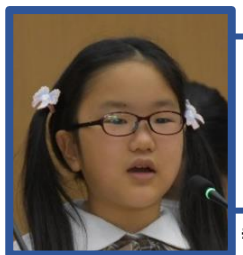


車いすを使う立場として、歩道等に段差が多くあり困っています。そのため、車いす利用者の方々が移動しやすい歩道作りを、道路を管理している会社と豊島区が協力しながら早急に整備することを提案します。

坂田さん

聴覚障害者を支える例として、音の情報を近くにいる人が紙に書いて伝える、口話や筆談、手話などを使ったコミュニケーション等、障害者の方でも便利に楽しく暮らしやすい環境になることを望みます。

竹田さん



妹が普通学級に入ろうとした時に、入れるかどうか心配になったお母さんが、ストレスが溜まって大変そうだった経験から、障害を持っていても普通学級に通いたい人が簡単に普通学級に通えるようにしてほしいです。

寺師さん

耳が聞こえない人が不便な想いをしていることを知り、そういう方でもイベントや防災訓練さらには映画館なども耳が聞こえる人と同じような環境をつくるため、手話通訳者を配置することを提案します。

石原さん



SDGsの「ジェンダー平等を実現」するためにも、スウェーデンのジェンダーニュートラルトイレにならい、LGBTの人でもトイレが利用しやすくなるよう、区内に「男女共用トイレ」を設置することを提案します。

井上(煌)さん

生涯学習チームの発表へのコメントや区の方向性等について

「農園」については、知っている方が少ないということが大きな課題だと改めて認識しました。地域の身近なところでの「農園」の取組が食べ物大切さや緑を生み出していくことに繋がるものと感じ、学生の皆様にも「農園」をしっかりと知っていただく取組も区としてやっていきたいと思いました。また、オリンピック・パラリンピックの会場となった施設についても、東京都の施設ではありますが、オリンピック・パラリンピックの思い出を皆様としっかりと共有できるよう、今後も東京都へ何とかできるようにならないか話し合いをさせていただきながら、皆が様々なスポーツや体験、学びを楽しむことのできる環境をつくっていききたいと思います。



長澤 学習・スポーツ課長

多文化共生チームの発表へのコメントや区の方向性等について



安達 多文化共生推進担当課長

IKEBUS の内装デザインコンテストや、日本の伝統文化に関連する施設を巡るバスツアーは、外国人の方と日本人の方が、一緒に自分のまち「豊島区」を知るきっかけとすることもでき、新たな担い手の創出にも繋がる素敵な提案だと思いました。また、国際交流の面で、外国人の方が孤独を感じているということは、区としても課題だと思っています。Zoom でのオンライン交流は始めていきたいと思うと同時に、豊島区に住んでいる外国人の方が暮らしの中で困っていることの現状もしっかり把握しながら、誰もが暮らしやすいまちになるよう取り組んでいきたいと思っています。

SDGs チームの発表へのコメントや区の方向性等について

区でも壁面緑化は行っていますが、西武百貨店は豊島区で一番壁が大きい建物かもしれないので、そこに目をつけたのはすごいと思いました。全部緑化することができたら本当に素晴らしいと思います。デジタル化については、具体的にデジタル庁の職員に調査してもらおうということも良い発想で、ぜひ取り組まなければならないと思いました。道路の整備についても、住みやすいまちづくりに繋げていくため、「ウォーカブル」すなわち「歩きやすいまちづくり」を今後区としてさらに進めていきます。今回のような、皆様のその発想が区や国や世界を変えていく、それがSDGsの本目的だと思っていますので、ぜひ、これからも一緒に考えていきましょう。



星野 SDGs 未来都市推進担当課長

バリアフリーチームの発表へのコメントや区の方向性等について



栗原 障害福祉課長

まちのバリアフリーということで「車いす」ですと段差や点字ブロックは障害になってしまいますが、盲目の方にとっては点字ブロックが命綱となる等、障害特性に応じた全ての方がフリーになれるような環境整備は、まだまだやるべきことがたくさんあると感じました。聴覚障害の方についても、マスクをしていることで「口話」ができなかったり、大きな影響がありました。手話通訳者の育成に力を入れながら、様々なコミュニケーションツールを活用していきたいと思っています。また、障害を持っていても、普通級に通うためにもひとつひとつ解決できるような話し合いの場がもてると良いと思いましたし、トイレについても、機能性やバリアフリー、さらにはジェンダーレス等、様々な視点を加えながら改善していくことが大切だと感じました。

講評（磯一昭 議長）

本日の意見発表を聴かせていただき、皆様本当によく豊島区のことを理解してくれているし、大変細かいところまで見ていてくれるのだなと、とても感動しました。この皆様の発表してくれた提案が、必ずや今後の豊島区政に活かされることを確信したところでございます。今回皆様が取り上げたテーマを、今回だけで終わらずぜひ来年度以降も継続して取り組んでいただけたら幸いです。また、豊島区は一昨年「東アジア文化都市 2019 豊島」で、中国や韓国の方々と文化交流をしました。その時は皆が誇らしく思い、豊島区全員“オールとしま”で取り組み大成功を収めました。ぜひ、皆様もこれからも“オールとしま”の一人として、色々なことを提案していただくことを重ねてお願い申し上げます。



講評（芳賀竜朗 子ども文教委員長）



本日は大変すばらしい発表を聴かせていただきました。この場に参加できたことを本当に嬉しく思っているところです。4つのチームに分かれて発表をしていただきましたが、それぞれがとてもよく勉強して堂々と自分たちの意見を立派に発表してくれていたと思います。その姿を見て頼もしく思いましたし、何より他の人を思いやる優しい意見発表だったと感じました。人の痛みを自分のこととして、しっかりと考えられる皆様のその姿勢に本当に感動しました。私も議員として、たくさんの新しい気づきをもらいましたので、この提案や意見を豊島区議会の一員としてもしっかりと受け止めていきたいと思えます。

今日の議場での発表を、良い経験としてもらえたら幸いですし、今後の皆様の人生にぜひ役立てていただけたらと思います。本日はありがとうございました。

講評（金子智雄 教育長）

皆さんお疲れ様でした。全て素晴らしい 100 点満点の発表だったと思います。まず共通して申し上げたいことは、非常に感動しました。そして、皆様のような方々がこれからの世の中を作っていくと思うと安心しました。何より、今日のように自分の思いや意見をしっかりと表明するというのが一番素晴らしいことだと思うので、今日は本当に良かったと思います。また、学校連携でのオリンピック・パラリンピック観戦が中止になってしまったことへの代替措置や、学校現場でのプリントの廃止等、様々な課題提起もしていただき全くその通りだと思いました。このような課題をしっかりと受け止めて、これから考えていきたいと思えます。その他にも、児童・生徒も外国籍の方が増えている中での多文化理解や、障害をもっているも普通学級に通えるようになることもご意見にあったように、皆で理解を深めていくことが大事だと思いました。このような皆様からの意見も、多くの学校に広めていながら、これからも取り組んでいきたいと思えます。



子どもたちへメッセージ（豊島区SDGs未来都市推進アドバイザー 一木広治 氏）

皆様、今日は発表を聴かせていただきましてありがとうございました。私も 50 歳を過ぎたおじさんですけども、大変刺激になりました。発表の中で、オリパラの話もありましたが私はオリパラ招致の活動にも携わっていました。そして、このオリパラのレガシーをどうやって残していくか、皆さんが思い描く将来はどうなるか、次の世代の子どもたちのために何ができるかということ、現在考えています。その中で、今年、世界の子どもたちが集まる「こども未来国連」というものを立ち上



げました。22 か国の子どもたちが参加してくれたのですが、こういう場も作って皆で様々な意見が言えるような機会を今後も作っていきたいと思います。オリパラは終わってしまいましたが、次は日本で万博博覧会があります。そこには世界の様々な国が参加するのですが、そこで「こども未来国連会議」を開催する予定です。現在、豊島区とも連携して、これからも皆様とともに意見を発信していくと取り組んでおります。皆様、これからも引き続きたくさん勉強して、一人では解決することができないこともたくさんありますので、大切な仲間もつくっていきましょう。豊島区の活動にはこれからも微力ながら参加させていただきたいと思います。今日は本当にありがとうございました。

閉会の挨拶（高際みゆき 副区長）



今日は素晴らしい発表をありがとうございました。特に良かった点はやりたいことが具体的なところと、何でそれをやりたいのかという理由も非常にわかりやすかったところです。それから「区としてやっていないことは何か」ということからスタートしているところが、区のことをすごく勉強されたことが伝わってきて大変感動しました。今日皆さんからいただいたご提案、素晴らしい発想については、一つでも多く豊島区として活かせるようにしっかり受け止めて取り組んでいきたいと思っております。冒頭で、この会議の進め方の説明をいただきましたが、それは日ごろの私たちの仕事の進め方と全く同じでした。「テーマを決める」、「ターゲットを見極める」、「目指すゴールを定める」、そしてゴールを定めるために聞き取り調査をする等して「豊島区のことをもっと知る」、何に困っているのか等を自分の目や耳で確かめながら決めていく。そして、それをわかるように伝えていくという流れは、まさに我々の仕事の仕方と一緒に。今回は職員がファシリテーターとして加わりましたが、彼らも本当に勉強になったと思います。また、今日のチームの発表を聞いて特に感じたことは、色々な不便がある人や様々な環境に対し、相手の立場に立ってしっかり自分の目で見て考えるということの大切さでした。今日は一部の管理職しかおりませんが、色々な機会を通じて全管理職にそうした大切さを伝えていきたいと思っております。最後になりますが、保護者の皆様も様々な面でサポートくださり厚く御礼申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。本日は本当にありがとうございました。

参加者の皆様

- 実際にこうしてみたいという思いはあっても、なかなか他者に伝えられる機会はないので、非常に貴重な体験をさせていただきました。実際に何か変わらなくても、このような機会を設けていただきありがとうございました。
- 自分が豊島区にしてほしいと考えていたことが、最終的には区役所の議場で意見として発表できてよかったです。学校で SDGs について考える時間はありますが、それよりも身近な問題から考えられるので、とてもいい機会だったなと思います。学校だと、調べ学習とかでインターネットや本での調査が多くなりますが、「としまこども会議」では区役所の職員の方々に直接お話を聴く機会があるので自分が知りたいことを詳しく知れてすごくよかったです。
- チームメンバーもみんな優しくしてくれて、何回かやるうちにどんどん楽しくなってきました。特にスライドをつくるのが楽しくて、もう 1 枚作りたくらいでした。「としま子ども会議」発表会は、議員さん達もすごく優しい人ばかりでホッとしました。特に副区長さんが女性の方で良かったです。
- このような経験は人生であるかわからないので、参加でき本当に良かったと思っています。私が提案した案が採用されたらとても嬉しいです。これからも活動を続けていきたいと思っています。
- とても緊張したけれど、自分が前から思っていたことを区長さんたちの前で発表できて、とてもすっきりしました。私は発表の内容を決める時と、発表のスライドを作る時が楽しかったです。一生に一度の経験ができてうれしかったです。半年間、本当にありがとうございました。
- 「としま子ども会議」を振り返って、まず、最初に思ったのは「楽しかった」ということです。区の会議のようなものは少し前に一回体験していたのですが、その時はグループ発表だったので自分の意見があまり言えずに終わってしまいました。しかし、「としま子ども会議」では個人がはっきりと意見を言うという前提があったように思います。なので、他の人の意見をたくさん聞かせていただきました。その結果、自分の視野が広がった気がします。また、お手伝いしてくださる方も優しく、みんなの意見をまとめてくださってとても助かりました。今回は貴重な経験をさせていただきありがとうございました！

○ 半年間「としま子ども会議」に参加させていただいた事で、経験できたことは沢山あります。どうしても普段学校で過ごしていると、似た考えだったり、同じような内容になってしまうのですが、こうやって年が離れた色々な人と意見を交わすことで、私よりもうんと年が若いのにしっかりと自分の意見を持っていたりして、「自分もこれからもっと頑張らなきゃな」と鼓舞された部分が沢山ありました。そして、このように能動的に動かなくては知らなかった豊島区や東京のことなど、これからの自身の探求にも活かせるような内容を学べたのもとても良かったです。また、一生に一度、入るか分からないような議場で発表の機会を頂いてとても感謝しています。今後もこのような機会があれば、ぜひ参加させていただきたいです。

○ 障害者のことをたくさん知れて良かったです。また、SDGs のことも前よりもたくさん知れて良かったです。「としま子ども会議」に参加したことをこれからの人生に活かせたらいいと思います。

○ 「としま子ども会議」に参加してよかったことは 2 つあります。一つは、豊島区の現状をよく知れたことです。僕は豊島区の実情に多くのことを疑問に思っていました。しかし、今回調べたり、課題を見ていくうちに、「豊島区の人たちはこのような問題に対して真剣に取り組んでいるけど、それでもできないことがあるんだな。」と思えて、豊島区をもっとよりよくしていきたいと思えるようになりました。二つ目は、自分の意見をまとめ、それを発表する力が付いたことです。今まで、大勢の前でプレゼンをしたことはあったのですが、自分の意見をプレゼンにまとめ、その意見を真剣に聞いてくれる大勢の人たちの前で話したことはありませんでした。どうすれば説得力を持つか、どうすればうまく説明できるか、どうすれば「実行したいな」と思われるようになるか。それにあたっては、いろいろな人の意見を聞いたり、いろいろなことを調べたりすることが必要で、やっぱりそういう面は勉強したりすることが大切なんじゃないかな、と思えました。このような素晴らしい体験をさせてくださって、どうもありがとうございました。

○ 「としま子ども会議」で、皆さんと共に活動できたことは勉強になりました。豊島区議会に足を踏み入れたり、高野区長をはじめとした皆さんの前で発表したりすることができ、大変貴重な経験になりました。日々生活している豊島区について改めて見つめ直すことで、新たな発見がいくつもありました。折に触れて、区役所の職員の皆さんにもとても親切にして頂いて感謝しております。豊島区の魅力を再確認するとともに、今後も何らかの形で区に恩返しをしていきたいと、気持ちを変えて持つことができました。ありがとうございました。

※「としま子ども会議」の活動終了後に、感想をご提出いただいた方のものを掲出しています。

保護者の皆様

- 意見発表会を拝見させていただき我が子の姿にもびっくりしましたが、どの子もすばらしい視点を持ち、現状を調べ自分の意見を表明していて感動しました。また、子どもたちの提案に対し、担当部署の方が丁寧に対応し、案を実現しようとしてくれている姿勢にも感銘を受けました。
- この「としま子ども会議」に参加させていただき、豊島区を学ぶことができ、親子共々ふるさと豊島を更に好きになったように思われます。素晴らしい機会を与えてくださりありがとうございました。
- 子どもたちの発表を聞いて、「としま子ども会議」という未来に繋がる大切な取り組みを一過性のもものとしてはならないですし、子供が考えた提案をこれから実現するためにはどうしたらよいか建設的、継続的に取り組む事が重要であると感じました。
- 皆さんともしっかりとご自分の意見を述べられていて素晴らしいと感じました。大人が気を遣い過ぎたり、頭で考えすぎるようなことを、子どもは素直に表現するのだと改めて思いました。
- 子ども会議の活動期間中に学校でも障害者の方から話を聞く機会があったのですが、この活動のために改めてヒアリングできないかを先生や先方に相談するなど、自発的に考え行動する我が子の姿勢に大きな成長を感じました。また、グループで議論し一つの資料にまとめる事や、自分の考えを大人に対して発表する事に、区役所の方々や区議の先生方に真摯に対応していただいた事で、これからの人生においても大きな自信につながったと感じています。SDGs やダイバーシティ&インクルージョンが求められる今の世の中において、とても先進的な取り組みであり、豊島区の凄さを実感しました。是非とも、今後も継続していただきたいと思います。機会があれば、是非、また参加させていただきたいです。
- 親としても、素敵な経験をさせていただいたと感謝しております。その後、我が子も政治にも興味を持つようになり、ニュースも積極的に見て考える力が付きました。深く感謝しております。また、このような機会があればぜひ参加させたいと考えます。ありがとうございました。
- 是非、来年も「としま子ども会議」の一員になり、仲間と意見を深める機会に備えて、日々豊島区や世界での出来事にアンテナを高くしていきたいと思います。半年でお付き合いが終わってしまうとしたら本当に惜しいです。また「人間が想像できる事は実現できる」とドラえもののひみつ道具を例にお話下さった区管理職の方の言葉が印象的でした。発表会で、区の学習・スポーツ課長、多文化共生担当課長、SDGs 未来都市推進担当課長、障害福祉課長さんが仰ってくれた事を、子ども達が1つでも心に留めてくれていたら嬉しいです。

※「としま子ども会議」の活動終了後に、感想をご提出いただいた方のものを掲出しています。

(1) 意見発表会資料

生涯学習チーム

生涯学習チーム (農業、スポーツ、弱者支援)



和田	篤泰
齋藤	夜空
高安	紗希
井上	春杜

チームのゴール

様々な分野の
学習や体験などを通して
豊かな社会を実現する。



豊島子ども会議 農業体験



和田 篤泰

豊島区の取り組みとその目的

- 取り組み
「農縁公園」(農業を通じて地域の縁を作る)
- 目的
農業を通じ縁を作る「農縁」
(世代を超えてのコミュニケーションをつくる)

豊島区で行っていないこと

問題点

「農縁」のことを子供達に知ってもらうチャンスを作れていない

農園の周りの人もしくは関係者の方々しか「農縁」の存在に気付いていないかも知れない（特に子ども）

地域の高齢の方々がメインに行っていて、若い人達があまり参加していない

自分がやりたい事と、その理由

提案

フードロス解消の為、豊島区の小学校にミニ「農縁」を作り、農作業を子供達に体験させる。

- 1. 「農縁」のように中に持って行く
- 2. 炊き出しに加える
- 3. 学校の給食に出す

オリパラ後の施設の 有効活用について



齋藤 夜空

豊島区での取り組み

▶ 学校連携チケットでのオリパラ観戦

東京パラリンピックのときに車いすバスケットを見に行く予定だった！⇒コロナで中止！

とても残念。

まわりの子たちも「一生に一度だから行きたかった」と言っていた。



オリパラにむけて東京都が作った施設

- ①有明アリーナ（バレーボールと車いすバスケの会場）
- ②東京アクアティクスセンター（水泳などの会場）
- ③海の森水上競技場（カヌーなどの会場）
- ④カヌー・スラロームセンター（カヌーの会場）
- ⑤大井ホッケー競技場（ホッケーの会場）
- ⑥夢の島公園アーチェリー場（アーチェリーの会場）

有明アリーナ以外は全て赤字が見込まれている。

⇒せっかくいい施設があるのに、使われないのはもったいない！

⇒豊島区でなにかできることはないか、

やりたいこと

区がやれていないこと

⇒中止となったオリパラ行事のかわりが予定されていない

（提案）

- ①豊島区のバスケの大会や水泳などを行う。
- ②オリンピックの代わりにバスケや水泳の大会を見に行く。

（子どもたち）

いい施設を使えてうれしい。

いい選手が集まる大会を見ることで楽しい。

⇒施設も助かる☺

スポーツイベントの増加



小学5年生
高安紗希

豊島区のゴールと取り組み

- ▶ 「イベント等を通してどんな人でも、何歳でも、スポーツに取り組めるような環境の整備

いまある主な スポーツイベント

- ▶ としまスポーツまつり (10月)
様々なスポーツを体験できるイベント
- ▶ 目白ロードレース (3月)
目白で行われるマラソン大会

自分が思ったこと、 やりたいこと



- ▶ 「としまスポーツまつり」
⇒いろいろなスポーツと触れ合える大切な機会
⇒年に1度しかなく、機会が少ない

もっと同様のイベントを増やせないか

やりたい理由

東京オリンピック・パラリンピックを見て、もっとたくさんの様々なスポーツを体験したいと思ったけれど、そういった大きいイベントが少ないからです。

家出をした十代後半のための 就労支援並びに文化的素養の向上のプラン



中学3年
井上 春杜

1. 豊島区のゴール

- ▶ 多様性と尊重しあえるまち平和と人権の尊重
- ▶ 全ての人々が地域で共に生きているまち
- ▶ 地域における自立生活支援

2. 豊島区の取り組み

- ▶ 就労支援事業
- ▶ 障害者向けのもの
- ▶ 仕事に直結するスキル

3. やれていないこと

- ▶ 従来のものでは障がい者以外のものはない
- ▶ 仕事に直結していないものは学べない
- ▶ 宿泊施設で人との交流なども通じて仕事に直結しない文化的な素養も身につく濃密なプランを提案

4. やりたいこと

- ▶ 十代後半の家出をした方の支援
- ▶ 一度失敗しても立ち直れる
- ▶ 社会に出る際に必要な技能に加えて人間らしく生きるための方法を学べる宿泊施設

5. やりたい理由

- ▶ **どんな人にも人間らしく生きる権利がある**
- ▶ **積極的に保障しそれを達成する**

日本人と外国人が
お互いの文化・習慣に対する理解を深め
共に暮らそう！



豊島区together計画チーム

高橋 大地
上平 翠
植野 葵
三原 真理愛

豊島区のゴール

- ・人それぞれが持っている違いを否定せず、特徴や違いがあることを理解して、相手を認め共に生きていくまち。
- ・多文化共生の推進
(外国の人など、様々な文化を持つ人と共に生きていく)



豊島区の取り組み(文化面)

- 文化を広める機会の提供および文化の保存
- 日本舞踊、能のイベントの開催
- 文化財の保存



豊島区でできていないこと(文化面)

- 海外からお越しの方への文化の普及
- 伝統文化などのイベント開催
- 文化の担い手の支援、発信機会の提供
- 担い手不足への対処

やりたいこと(文化面)

- 豊島区に関連する文化を選び、絵をかいて応募すると、優秀作品が池バスの内装デザインに採用されるイベント
- 豊島区内の学校などから文化アンバサダーを募り、紹介動画の作成をする(区長や職人の皆さんにもご出演頂く)
- 外国人の方を主として対象にし、伝統文化に関連する施設をめぐるバスツアーを行う。アンバサダーがコンダクターをする。



豊島区の取り組み(国際交流)

- 文化交流都市との交流
- ホームビジット
- 国際交流の支援
- 幼稚園からの英語教育
- 外国の方が相談しやすい環境づくり(通訳などを介した、区の手続きや税金などの対応)



豊島区でやれてないこと(国際交流)

- ・通訳を介して会話はできても詳しい事や専門的なことがサポートできない。
- ・コロナ禍の影響で外国人の方が孤独になりやすい。人とのつながりの減少。
(コロナ禍による影響が大きい)

やりたいこと(国際交流)

- ・zoomなどを使いオンラインで外国人の方と交流する
- ・区民ひろばでコロナ対策を徹底した上での外国人との交流するイベントを開催する。



やりたい理由(国際交流)

新型コロナウイルスの中でも外国人と交流でき、外国語を学べ、外国語をもっと深めることができる。

・外国人の方が人との繋がりを持って、孤独な思いをしなくなる。



やりたいこと(国際交流)

・手続きなどにおける通訳(英語、中国語に加えてベトナム、ミャンマー、ネパール語)に専門的知識の育成。

・役所管轄外での対応場所を示した情報を掲示。

・外国人の方が言語の悩みなく気軽に話せるように、その言語が話せるカウンセラーの育成、設置

・外国人の方同士が集まり悩みを話せるよう、気軽なコミュニティの作成

やりたい理由(国際交流)

コロナの影響で手続きや申請が複雑になり、孤独を感じやすくなっている外国人の方に向けての精神的なサポートをしたいと思ったから。



10人に1人を占める外国人の方々が、
差別されず排除されない、
生きやすく働きやすい豊島区を目指す。



緑化政策、デジタル化、道路整備
を通して豊島区を住みやすくする

としま子ども会議 I S G

稲次 啓子
竹内 健人
松本 佳積

チームのゴール

SDGsを通して
「誰一人取り残さないまち」
「誰もが主役になれるまち」
を目指せる取組みを考える

豊島区のゴール(稲次)

「みどりのネットワークを形成する環境の
まち 環境の保全」

豊島区の実践(稲次)

政策5-2 環境の保全

②自然との共生の推進

- ▶ いのちの森:学校、区の施設に子供が植樹する。
- ▶ 協定花壇:公園、駅などの花壇を地域の人と共に管理している。
- ▶ 条例緑化基準:建物を建てる時、一定の水準を超えたら緑を置くことを条例にしている。

やれていないこと(稲次)

界隈(かいわい)緑化

地域の人全員でやるものではなくなっているためやれなくなった。

- ▶ 区として緑を置く場所がなくなってきている:
民間の場所にも緑を置くことを検討している。

やりたいこと(稲次)

「ビルの外壁
に植物をつ
けること」



やりたい理由(稲次)

- ▶ 豊島区として、緑を置く場所がないから
- ▶ 夏に池袋に来ると、暑すぎるから。
→太陽の光が強いのもあるけど、アスファルトやビルの外壁から反射している光や熱、車から出ている熱とかのほうが暑いと感じる。
⇒ビルからの反射熱を抑えたいと思ったから。

豊島区のデジタル化の取り組み



9月に豊島区内の小中学生にタブレット
配布を完了!

行政手続きを簡略化

適切な公文書管理推進のためのシステムを構築!

やれて
いないこと

- ▶ プリント廃止（セキュリティー上の問題があるため）
- ▶ 住民票がいまだ紙
- ▶ 情報セキュリティー対策がそれほど進んでいない。

やりたいこと 教育編

- ・ 進研ゼミのように
オンラインで授業を
実地する学校
（通信制の学校）を
たくさん作る。



オンライン 授業の メリット！

学校のいい面である友達を作れる、無料で授業が受けられるが
ほぼ達成できる。

お金が特にかからないので、金持ちが得する世界にならない。

課題はクラスルームなどできちんと出せる。

給食が苦手な人もいる。いろいろな人が給食を残すことでフードロスに

つながる！もしオンライン授業だったら給食を食べる必要はない

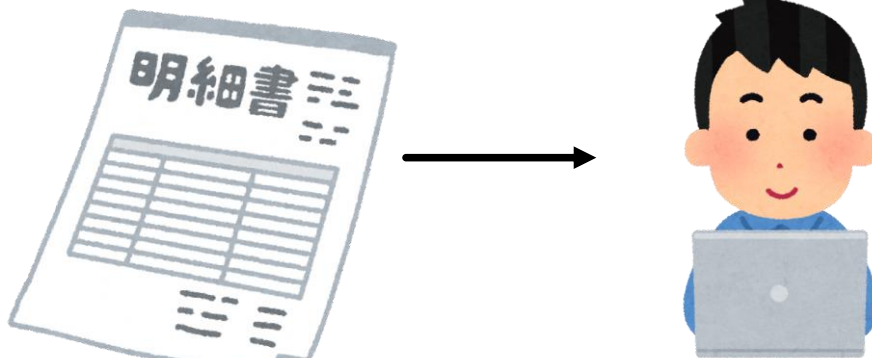
普通の学校と同じクロームブックを配布すれば普通の学校と変わりはない
から。

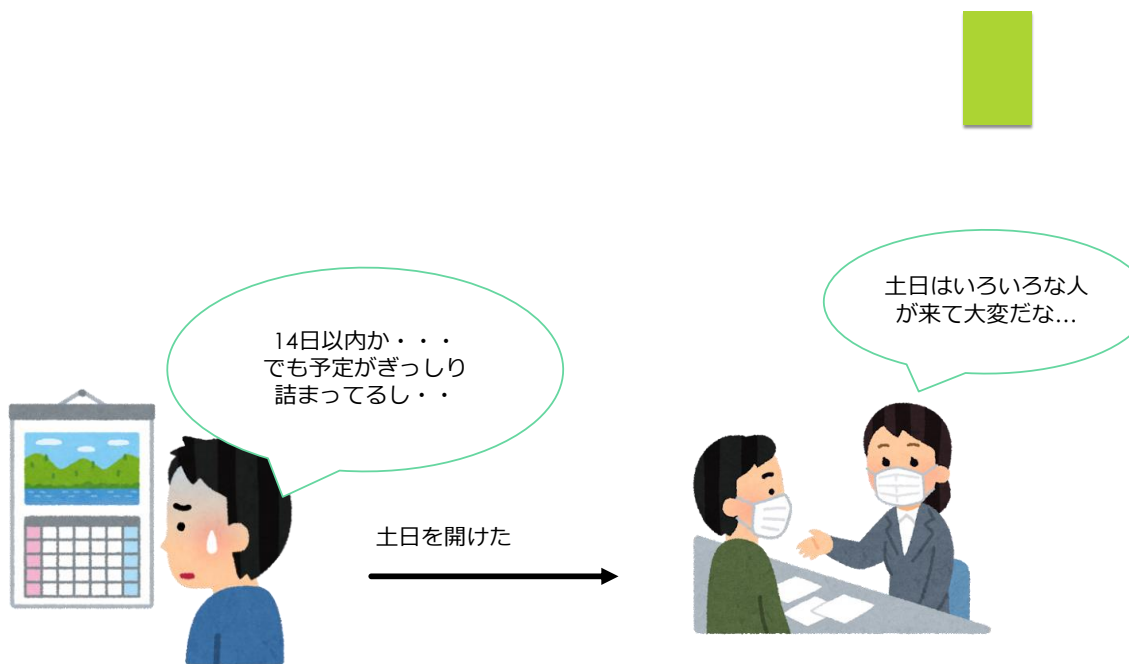
連絡プリントなどはクラスルームで配布できるので紙の節約につながる！

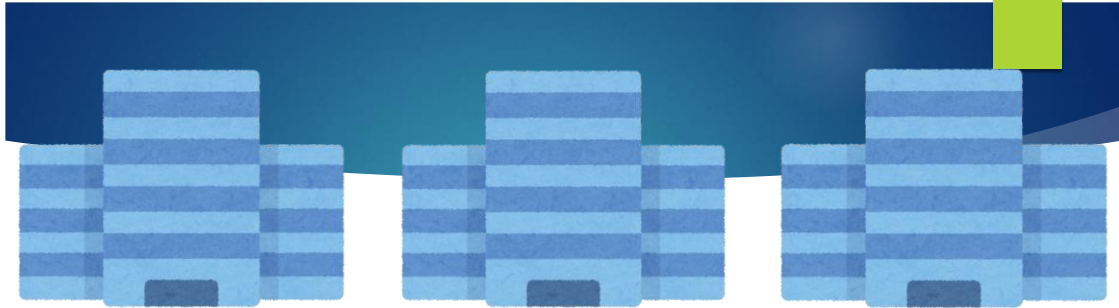
何よりも無くさない！

やりたいこと手続き編

- ▶ 転入手続きはオンラインにした方がいいと思います。現在は区役所に「転入届」を14日以内
届けなければいけません、そうするとこんなことが起こるかもしれません







セキュリティ対策

豊島区情報セキュリティ局を豊島区各地域に設置し、そこにセキュリティ対策させることで、公的なセキュリティ対策を進める！

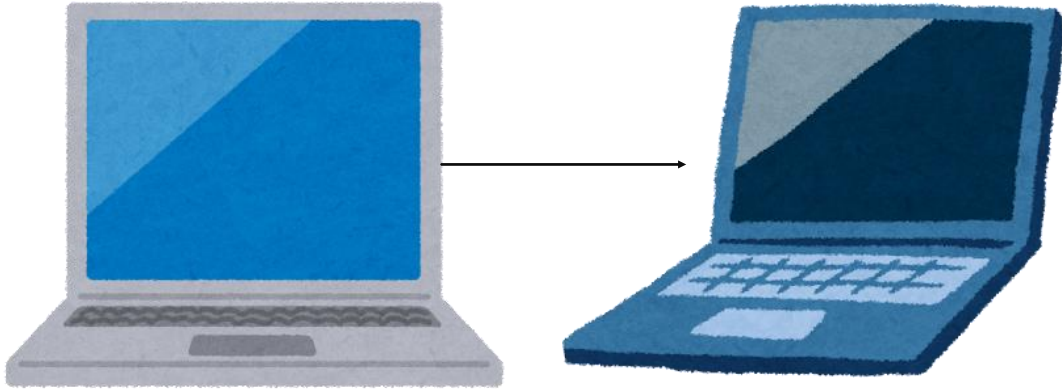
メリット

今セキュリティ対策は警備会社に任せているが、それより区の手が入った方がお金もたくさん使える！

池袋だけに集中しないことで、区のセキュリティ対策を全体に普及できる！

国内だけでデジタル化

現在クロームブックを使っているが、それらを国内産の様々な企業のOSにする。



メリット

- ▶ 外国企業のもものは安心性が薄いことがある。
- ▶ 国産は安全性などで信頼がしやすい。プライバシーを見られる心配もない！



専門家に調査してもらう



- ▶ 区役所の職員だけだと不可能なことも多いので、デジタル庁の職員などに調査してもらう。

メリット

普通の人目で見るとどれだけ進んでいるのかわからないことがある。専門家に調査してもらってデジタル化の進んだ段階をきちんと見極められるようになる

+ .
○



豊島区のゴール（松本）

人の流れを生み出し、住む人や訪れる人に楽しまれる街、居心地の良い歩きたくなる街づくりを目指す

自動車に過度に依存しない街を作る

豊島区の実施（松本）

- ▶ 池袋副都心に「通過交通」の受け皿となる新しい道路を整備する
- ▶ 池袋副都心中心部に流入する自動車を抑制する
- ▶ 無秩序な自動車流入の抑制のために、動線となる駐車場を整備する
 - ↳ 「自動車の流入抑制」

できていないこと（松本）


- ▶ 混雑によって安全、快適な移動が出来ていない
- ▶ 歩行者空間や歩道が不足している
- ▶ 狭い道路が多く、防災の活動が行いにくい

やりたいこと（松本）

- ▶ 道路の白線をすべての道路にひく
→車道と歩道を分けることで交通事故を防ぎ安心して通れるようにする
- ▶ 道路を広く、少なくする
→わかりやすい街、整備のしやすい街をつくる
- ▶ 狭い道路に面している空き家の取り壊し
→道路を広く通りやすくする

やりたい理由（松本）

- ▶ 道路を広くわかりやすくすることで、高齢者の住みやすい街づくりをする
- ▶ 車道と歩道を分けることで、安全で快適なまちづくりをする



最後まで聞いてくださって
ありがとうございました！

みんなのバリアをなくすために

チーム名：障害福祉ヘルパーズ

坂田 裕奈
竹田 裕紀
寺師 明希
石原 聖菜
井上 煌平



チームのゴール

困っている人や、社会に参加したいと
思っている人の心と身体のバリアをなくす



自己紹介

名前・・・坂田裕奈(さかたゆな)

年齢・・・ 13歳

呼び名・・・「坂田さん」

趣味・・・絵を描くこと

よろしくお願いします！



坂田オリジナルキャラクター
ころくまくん

障がい福祉課 及川さん、福村さんによると・・・。

豊島区の現在の取り組み

1.情報のバリアフリー

- ・手話通訳派遣
- ・音声出力(UDトークやコミューン)
- ・点字や声の広報など

2.こころのバリアフリー

- ・ヘルプマーク、ヘルプカードの配布
- ・障がい者サポート講座の開催
- ・「障がい者防災の手引き」の配布など

・・・はできている

3.まちのバリアフリー

**取り組みの明記はなく
豊島区はやれていない！**



**私自身が車いすで走ってみて、
とても走りずらくて困っている**

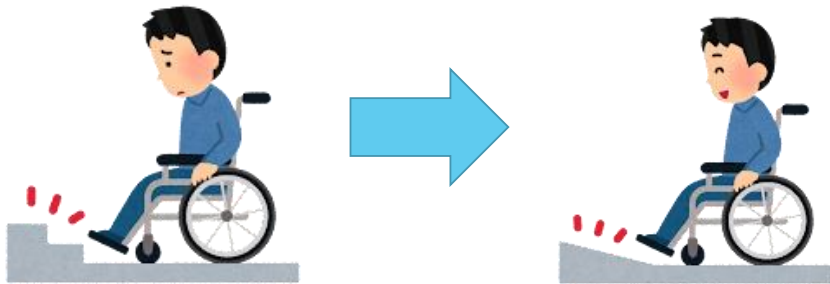
具体的にいうと・・・

- ・大小さまざまな段差があらゆるところにある。
- ・舗道と横断歩道やスロープと舗道との段差



私がやりたいこと

車いす利用者が移動しやすい歩(舗)道をつくること



歩(舗)道の整備が進まない理由はなぜ？

豊島区の道は区役所が管理している道は**少なく**
その地域を走る鉄道会社などが管理しているから。

豊島区だけで整備することは難しい。

どうしたらいい？

まちのバリアをなくすため

わたしの提案その1

区役所の管理している道を増やしていき、整備する。

- ・買取には莫大な費用がかかり税金をたくさん使うことになる
- ・話し合いに時間がかかる

デメリット

まちのバリアをなくすための

わたしの提案その2

管理している会社と豊島区が協力して整備する

- ・余計な時間と税金を使わなくて良い

メリット

バリアフリーチーム



SDGs の項目11番 「住み続けられるまちづくり」

どんな人も住み続けられるまちをつくるためには、
まずは小さな段差をなくすことから始めよう！



この写真の作成者 不明な作成者は CC BY-SA-NC のライセンスを許諾されています

ご清聴ありがとうございました(^ ▽ ^)

pandaha, kumano
nakama



としま子ども会議

竹田 裕紀

～私は障害者を支えたい～

私は障害者の方々を見てつらそうだなと思いました。

そのときに支えていきたいと思いました。

学校では体験をして大変だと実感しました。

かといってその人と違うと言って差別する必要はないと思います。

～支えたい理由～

- ・入所の施設から地域（自宅）へ戻る人が一人しかいないので、数を増やしたい。
- ・見た目では、障害があることが分からない子が誤解を受けたり、いじめられたりするのをできるだけ減らしたい。
- ・福祉サービスを使って働くようになる人の数を増やしたい。
- ・便利に楽しく暮らして欲しいから。

つらいことを具体的に言うと・・・

- ◆段差でとおれない。（車椅子の方）
- ◆点字ブロックの上のもので引っかかっている。
（視覚障害の方、白杖の方）
- ◆音の情報が聞こえない。（聴覚障害の方）

差別の例として・・・

- ◆仲間に入れない。
- ◆不公平にする。
- ◆その人だけに無理を言う。

など・・・

～私なりの対処法～（聴覚障害者）

- ◆音の情報＝近くの方が紙に書く。
- ◆コミュニケーション＝口話、筆談、要約筆記、手話、ファックス、メール通訳
- ◆口で会話するとき＝顔が見える位置で注意をうながしてから、ゆっくり、はっきりと喋る。
- ◆筆談のとき＝要点は、短く簡単に書き、まわりくどい表現やあいまいな表現は、避ける。

としま子ども会議

寺師 明希

豊島区のゴール

人それぞれが持っている
違いを否定せず、特徴や
違いがあることを理解して、
相手を認め**共に生きていくまち。**



豊島区の取り組み

色々な人に障害のことを知ってもらおうと、パンフレットを作ったり障害を持っている人について説明したりしている。



↑パンフレットの展示の様子



↑障害について理解してもらうための講座「サポート講座」の様子

豊島区がやれていないこと

障害者**本人**の**意志**やその人の**家族**の**意志**をあまり**尊重**できていない。



やりたいこと

障害を持っていて、**普通級に通いたい**と思っている人が、**簡単に普通級に通える**ようにしたい。



そのためにすること

障害を持っている人に対する
理解を進めていく。

やりたい理由

障害者やその家族が、簡単に普通級に通えるようになって、ストレスが減って**楽になる**。



としま子ども会議

石原 聖菜

豊島区のゴール

すべての人が満足して
暮らせるように、
共に支え合おう

豊島区の取り組み

障害のある人が
少しでも便利に暮らせるように
色々な機械を提供している。

豊島区で使っている機械

例えば...

窓口でコミュニケーションを使っている
UDトークを使っている



コミュニケーションHPより引用



豊島区がやれていないこと

耳が聞こえない人が、
耳の聞こえる人と同じように
聞こえるような環境をつくる
こと。

自分がやりたいこと

手話ができる人が色々なところにいるようにする。



色々なところって？

障害者が参加できる場所
防災訓練だったり・・・
映画館だったり・・・

やりたい理由

耳の聞こえない人が不便な想いをしていることを知って、もっと便利に暮らせるようになってほしいと思ったから。

具体的な取り組み

手話通訳者を増やす。

としま子ども会議

～誰にでも暮らしやすい豊島へ～

井上煌平



目次

- 1.LGBTとは？
- 2.トイレとLGBT



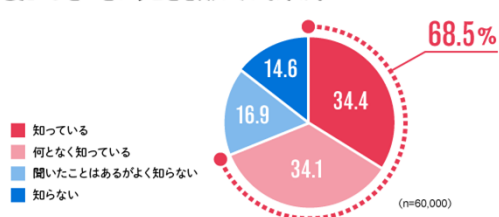
LGBTとは？

- L**esbian (女性同性愛者)
- G**ay (男性同性愛者)
- B**isexual (両性愛者・男性と女性の両方へ性的志向が向いてる人のこと)
- T**ransgender (身体の性と自認の性が一致しないこと)



日本のLGBTの現状～知名度

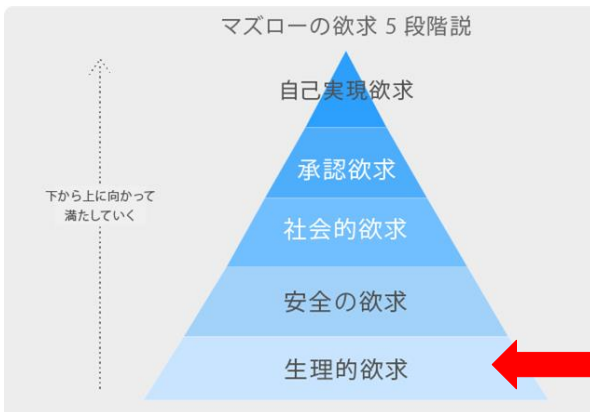
Q. LGBTとはセクシャル・マイノリティー (性的少数者) の総称のひとつということを知っていますか。



多くの方が言葉を認知し、
おおまかな意味も知っている

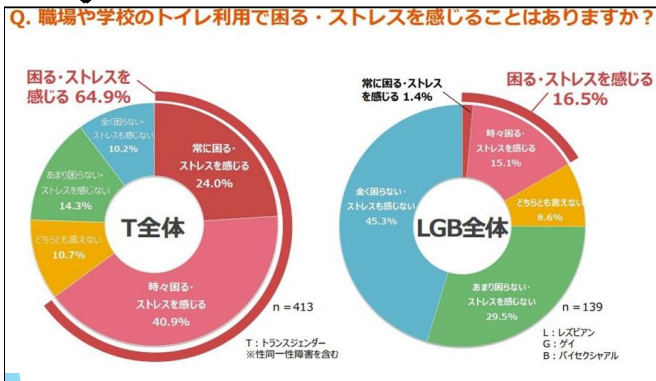
しかし、LGBTの方への対応は進んでいないのが現状だ

トイレとLGBT～トイレとは



最重要の生理的欲求

トイレとLGBT～アンケート



意見TOP3

「周りの目が気になる」

「多目的トイレ使用時に気まずい」

「注意されたり痴漢と思われないか」

心配」

<https://www.sbbi.jp/article/cont1/33843>

バリアフリーチーム

トイレとLGBT～身体が男性で心が女性だった場合



気持ち面:心の違和感アリ
外見:不審者扱いはされない



気持ち面:心の違和感はナシ
外見:不審者扱い



気持ち面:心の違和感はナシ
外見:白い目で見られる

トイレとLGBT～身体が女性で心が男性だった場合



気持ち面:心の違和感ナシ
外見:不審者扱い



気持ち面:心の違和感はアリ
外見:不審者扱いはされない



気持ち面:心の違和感はナシ
外見:白い目で見られる

トイレとLGBT～先行事例(スウェーデン)

スウェーデン→ジェンダーニュートラルトイレ(男女分かれてない)



もともと男女共同トイレ



確かにジェンダー面でもいいか
もしれないが単に便利だよね

<https://norr.jp/swedish-japanesetoilette/>

トイレとLGBT～よくある質問

Q.「だれでもトイレがあるじゃん。」



A.現在の誰でもトイレは多目的トイレとほぼ同義で、
入りにくい

多目的トイレとは別に男女共用のトイレを設置する

トイレとLGBT～豊島区で行われていること(TPTP)

外装、内装をアートにする豊島区パブリックトイレプロジェクト
24箇所の(2021年3月30日)トイレが改装完了



まとめ

多目的トイレから機能を省いた男女共用トイレを
TPTPの一環で進めることを提案します。



SUSTAINABLE
DEVELOPMENT GOALS

参考文献

<https://norr.jp/swedish-japanesetoilette/> 9月10日

<https://mainichi.jp/articles/20210809/ddm/013/100/046000c> 9月10日

<https://ja.wikipedia.org/wiki/%E6%97%A5%E6%9C%AC%E5%9B%BD%E6%86%B2%E6%B3%95%E7%AC%AC24%E6%9D%A1> 9月10日

(2) 豊島区子どもの権利に関する条例

平成 18 年 3 月 29 日条例第 29 号

子どものみなさん

あなたの人生の主人公は、あなたです

あなたのことは、あなたが選んで決めることができます

失敗しても、やり直せます

困ったことがあったら、助けを求めているのです

あなたは、ひとりではありません

私たちおとなは、あなたの立場に立って、あなたの声に耳を傾けます

あなたがあなたらしく生きていけるように、いっしょに考えていきましょう

あなたという人は、世界でただ一人しかいません

大切な、大切な存在なのです

この宣言をもとに、豊島区は子どもの権利に関する条例を制定します。

子どもは、自分の今の「思い」をわかってほしいと願っています。何かを要求するだけではなく、子どもなりにできることを考えて挑戦し、自分の役割を担おうとしています。それを手助けするためには、子どもの主体性を認めて、子どもがおとなとともに手を携えて社会に参画できる場をつくる必要があります。子どもに対する差別をなくし、誤った思い込みを改め、お互いの権利を意識しながら、子どもとおとなの新しい信頼関係をつくるのが大切です。

どんな子どももみな等しく生まれながらに持っているものが子どもの権利です。子どもの権利は、その年齢や発達に応じて保障されるものです。子どもの権利を実現していくためには、まず、おとな自身が権利というものに関心を持つ必要があります。そして子どもは、おとなや子ども同士のかかわりあいの中から、お互いの権利の尊重、責任などを学び、権利を実現していく力を培っていくのです。未来を託する子どもたちにとって、自分の選択で権利を行使することは、かけがえのないことなのです。

おとなには、子どもを深い愛情のもとに健やかに育てる責任があります。そのために、おとなは、家庭、学校及び地域の中でお互いに手を携え、協力しながら、子どもの限らない力を信じて最善の努力をします。豊島区は、それらを実効あるものにするために、安全・安心に暮らせる環境を整備し、この条例に定める子どもの権利保障の理念をあらゆる施策に反映させていきます。

まさにこの豊島区の目指す理念こそ、国が批准した児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号）に通じる理念にほかならないのです。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、子どもの権利の内容を明らかにし、子どもの権利を守り、成長を支援する仕組みを定めることにより、子どもの権利を保障することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- (1) 子ども 18歳未満のすべての者及び規則で定める者をいいます。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいいます。
- (3) 子どもにかかわる施設 豊島区(以下「区」といいます。)の区域内(以下「区内」といいます。)にある児童福祉法(昭和22年法律第164号)に定める児童福祉施設等及び学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める学校等のほか、子どもが育ち、遊び又は学ぶ施設をいいます。
- (4) 区民 区内に居住する者、区内の事務所若しくは事業所に勤務する者又は区内の学校等に在学する者をいいます。
- (5) 区民等 区民及び区内に滞在する者(通過する者を含みます。)をいいます。
- (6) 事業者 営利、非営利の別にかかわらず、区内において事業活動を行う個人又は団体をいいます。

(責務)

第3条 区は、子どもの権利を尊重し、あらゆる環境の整備を通じて、これを保障しなければなりません。

- 2 保護者は、子どもの成育について第一義的責任があることを認識し、その養育する子どもの権利を保障しなければなりません。
- 3 子どもにかかわる施設の設置者、管理者、職員等(以下「施設関係者」といいます。)は、子どもにかかわる施設において子どもの権利を保障しなければなりません。
- 4 区民等は、家庭、学校又は地域の中でお互いに連携・協働し、子どもの権利を保障しなければなりません。
- 5 事業者は、区の施策に協力し、雇用又は所属している子どもの権利を保障しなければなりません。

第2章 子どもの権利の普及

(子どもの権利の普及)

第4条 区は、子どもとおとなが子どもの権利の重要性を知り、よりよく理解するために、次に掲げる子どもの権利の普及に取り組みます。

- (1) この条例に定められた子どもの権利の周知や学

習の機会を設けること。

- (2) 地域や子どもにかかわる施設との連携・協働の下に、子どもの権利に関する取組を推進するため、としま子ども月間を設けること。
- (3) 児童虐待に係る通告について、地域や子どもにかかわる施設と連携して広報及び啓発活動を行うこと。

第3章 大切な子どもの権利

(大切な子どもの権利)

第5条 大切な存在として尊重される子どもは、あらゆる場面において、この章に規定する権利などが保障されます。

(安心して生きること)

第6条 子どもは、安心して生きるために、次に掲げることが保障されます。

- (1) 何ものにもかえがたい生命が守られること。
- (2) 差別や偏見を受けないこと。
- (3) 心身を傷つけられないこと。
- (4) 平和で安全・安心な環境の下で生活すること。

(個性が尊重されること)

第7条 子どもは、個性が尊重され、自分らしく生きるために、次に掲げることが保障されます。

- (1) 個性が認められ、自分の可能性が大切にされること。
- (2) 自分の思っているところに従い、意見や信条を持ち、行動すること。
- (3) 子どもであることを理由として、不当な扱いを受けないこと。
- (4) 自分に関する情報が不正に利用されないこと。
- (5) 個人にかかわる事柄について、特別な場合を除き、その意思に反して公開されないこと。

(自分で決めること)

第8条 子どもは、発達に応じて、自分に関する事柄を自分で決めるために、次に掲げることが保障されます。

- (1) 自ら考えるところに従い、選んで決めるために、様々な情報を、おとなや社会から集めること。
- (2) 前号の情報に関して、子どもが理解できるように、おとなに対して説明を求めること。

(思いを伝えること)

第9条 子どもは、自分の思いを伝えるために、次に掲げることが保障されます。

- (1) 自分の想いを、言葉やその他の手段により、他の人の権利を尊重しながら自由に表現すること。
- (2) 自分の願いや気持ちを、意見として家庭、学校、地域、行政等の場で伝えること。
- (3) 仲間をつくり、集まること。
- (4) 子どもの意見は、おとなの意見と同じように価値あるものとして尊重されること。

(かけがえのない時を過ごすこと)

第 10 条 子どもは、かけがえのない時を過ごすために、次に掲げることが保障されます。

- (1) 自分の成長にあわせて、憩い、遊び又は学ぶこと。
- (2) ゆったりと安心できる場所で休み、自由に過ごす時間を持つこと。
- (3) 生活習慣を学び、成長に応じた教育を求め、かけがえのない時間をより充実させること。
- (4) 様々な文化や芸術、スポーツ等に触れて、親しみ、豊かな自己や表現力をはぐくむこと。

(社会の中で育つこと)

第 11 条 子どもは、社会の中でよりよく育つために、次に掲げることが保障されます。

- (1) 住民自治や地域活動に参加し、自らの思いをより確かなものにする。
- (2) 地域住民としての知識や能力をはぐくむこと。
- (3) 地域に根ざした文化の伝承を受け、地域社会をよりよく知ること。

(支援を求めること)

第 12 条 子どもは、支援を求めるために、次に掲げることが保障されます。

- (1) 不安になっていることや困っていることを、相談すること。
- (2) 心身が傷つけられそうになったら、助けを求めること。
- (3) 自分の権利の実現に向けて、助言や援助を求めること。

第 4 章 子どもの権利の保障

第 1 節 区による保障

(区による保障)

第 13 条 区は、子どもの権利が侵害されそうになった場合又は侵害された場合には、区民等と協働してその救済や回復に最大限に努めなければなりません。(環境の整備等)

第 14 条 区は、子どもの権利を保障するために、次に掲げる環境等を整備し、充実させなければなりません。

- (1) 生命や身体が守られる環境
- (2) 安全な食生活の環境
- (3) 安心して休み、遊び又は学べる環境
- (4) 住民自治の担い手となるための教育や環境教育の機会
- (5) 文化や芸術の担い手となるような機会
- (6) 相談や援助の仕組み

(児童虐待防止に関する整備等)

第 15 条 区は、子どもの深刻な権利侵害である児童虐待の防止等のために、次に掲げる体制を整備しなければなりません。

- (1) 児童虐待の予防及び早期発見のための体制
- (2) 児童虐待を受けた子どもの迅速かつ適切な保護及び自立の支援のための体制
- (3) 児童虐待にかかわった保護者に対する適切な指導及び支援のための体制
- (4) 児童虐待防止に向けた、区と関係機関、民間団体等との連携の強化及び支援のための体制
- (5) 児童虐待防止に向けた、子どもや保護者に対する教育及び啓発のための体制

第 2 節 家庭における保障

(家庭における保障)

第 16 条 子どもにとってかけがえのない存在である保護者は、家庭を中心とした子どもの環境を確保し、愛情をもってその生命を守らなければなりません。

- 2 保護者は、児童虐待又はそれに類似する行為により、子どもの心身を傷つけてはなりません。
- 3 保護者は、子どもと共にいる時間を大切にしなければなりません。
- 4 保護者は、子どもの気持ちに耳を傾け、尊重しなければなりません。
- 5 保護者は、子どもが他の人の権利を尊重できるように、自らその範を示さなければなりません。
- 6 保護者は、子どもの発達に応じてそのプライバシーを尊重しなければなりません。

第 3 節 子どもにかかわる施設における保障

(子どもにかかわる施設における保障)

第 17 条 施設関係者は、子どもの健康を守り、子どもの育ち、遊び又は学びを、子どもの主体性を尊重しながら充実させなければなりません。

- 2 施設関係者は、保護者や関係機関と共に、子ども同士のかかわりを見守り、一人ひとりの子どもの気持ちに耳を傾け、人格を認めて、意見を尊重しなければなりません。
- 3 施設関係者は、児童虐待又はそれに類似する行為により、子どもの心身を傷つけてはなりません。
- 4 施設関係者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待を防止するために関係機関との連携・協働の下に、予防及び早期発見に取り組まなければなりません。
- 5 子どもにかかわる施設の管理者は、子どもの権利の保障について、子どもの意見を聴く機会を作るよう努めなければなりません。
- 6 子どもにかかわる施設の管理者は、子どもの個人に関する情報について、あらかじめ本人の同意を得ないで、目的の範囲を超えて利用し、外部に提供してはいけません。ただし、本人の発達段階に応じて特に必要な場合であって、本人の同意を得ることが難しいときは除きます。
- 7 子どもにかかわる施設の管理者は、職員等にこの

条例に定められた子どもの権利を十分理解させるため、研修の機会を設けなければなりません。

第4節 地域における保障

(地域における保障)

- 第18条 区民は、地域社会を構成する大切な一員である子どもにとって安全・安心な地域の環境をつくり、その環境を守らなければなりません。
- 2 区民等は、児童虐待又はそれに類似する行為により、子どもの心身を傷つけてはなりません。
 - 3 区民は、家庭、子どもにかかわる施設又は地域の中で互いに声をかけあい、子どもの成長を支援しなければなりません。
 - 4 区民は、区民が住民自治の担い手としての責務を負うことを子どもに伝え、自らその範を示さなければなりません。
 - 5 事業者は、自らこの条例に定められた子どもの権利をよく理解し、雇用又は所属している者にもよく理解させなければなりません。
 - 6 事業者は、雇用又は所属している者が安心して子どもを養育できるような働きやすい職場環境を整備しなければなりません。
 - 7 区民等は、児童虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合に、子ども家庭支援センターその他の関係機関に速やかに通告しなければなりません。

第5章 子どもの参加

(子どもの参加)

第19条 子どもは、社会性を培い、子どもの権利を実生活に生かすために、家庭、子どもにかかわる施設又は地域に対して、権利の主体として参加することが保障されます。

(子どもの社会参加及び参画)

第20条 区は、地域における子どもの社会参加を支援しなければなりません。

- 2 おとなは、子どもが地域活動に参加しやすいように、地域の役割等をわかりやすく説明し、又は子どもがこれらの情報を得ることができるように様々な方法を講じなければなりません。
- 3 おとなは、子どもの意見表明の場を設け、子どもの意見を聴き、又は子ども同士が仲間をつくり、社会に参画できるように支援しなければなりません。
- 4 区は、次代を担う子どもの意見を区政に反映するよう努め、子どもの意見を聴き、話し合う場として、としま子ども会議を開催しなければなりません。

(子どもにかかわる施設における子どもの参加及び参画)

第21条 施設関係者は、子どもが育ち、遊び又は学ぶ

存在であることを認識して、子どもの自主的な活動を支援しなければなりません。

- 2 施設関係者は、施設運営等に関して子どもの意見を聴き、話し合いの場を設けるよう努めなければなりません。
- 3 施設関係者は、参加及び参画の結果について、子どもに理解を得られる方法で説明するよう努めなければなりません。

第6章 子どもの権利侵害からの救済及び回復

(豊島区子どもの権利擁護委員の設置)

第22条 区は、子どもの権利侵害について、迅速かつ適切に対応し、救済を図り、回復を支援するために、区長の附属機関として、豊島区子どもの権利擁護委員(以下「擁護委員」といいます。)を設けます。

- 2 擁護委員は、3人以内とし、子どもの権利に理解のある幅広い年齢層にある者(ただし、規則で定める者を除きます。)から、区長が委嘱します。
- 3 擁護委員の任期は、2年とし、再任することができます。
- 4 区長は、擁護委員が心身の故障のため職務を行うことができないと認める場合、職務上の義務違反その他擁護委員としてふさわしくない行いがあると認める場合又は規則に定める事由に該当する場合は、その職を解くことができます。
- 5 区は、擁護委員の中立性に配慮し、地位の独立性を尊重して、その活動に協力をしなければなりません。
- 6 擁護委員は、職務上知りえた秘密をもらしてはなりません。その職を退いた後も同様とします。

(擁護委員の職務)

第23条 擁護委員は、次に掲げる職務を行います。

- (1) 子どもの権利侵害について相談に応じ、その子どもの権利の救済及び回復のために、助言や支援をすること。
- (2) 子どもの権利侵害に関する救済の申立てを受け、必要な調査及び調整を行うこと。
- (3) 前号の申立てを受け、調査及び調整の結果、子どもの権利侵害にかかわると判断される場合は、関係する団体又は個人に対して是正要請をすること。
- (4) 前号の是正要請を受けてとられた措置について、関係する団体又は個人から報告を求めること。

(是正要請の尊重)

第24条 前条第3号の是正要請を受けた者は、これを尊重し、かつ、必要な措置をとるよう努めなければなりません。

(是正要請及び報告の公表)

第25条 擁護委員は、必要と認めた場合に、第23条第3号の是正要請及び同条第4号の報告を公表する

ことができます。

(救済及び回復のための連携)

第 26 条 擁護委員は、子どもの権利侵害を予防し、子どもの権利侵害からの救済及び回復のために家庭、子どもにかかわる施設、地域、関係機関等との連携に努めなければなりません。

(活動状況等の報告及び公表)

第 27 条 擁護委員は、毎年の活動状況等を区長に報告し、区民に公表しなければなりません。

(庶務)

第 28 条 擁護委員の庶務は、子ども家庭部において処理します。

第 7 章 子どもの権利に関する施策の推進

(施策の推進)

第 29 条 区は、子ども、保護者、施設関係者及び地域と連携・協働し、あらゆる面に配慮しながら、子どもの権利に関する施策を推進しなければなりません。

(推進計画の策定)

第 30 条 区は、子どもの権利に関する施策を、総合的に実行するために、次に掲げる事項について推進計画を策定しなければなりません。

- (1) 保護者等に対する子どもの養育支援
- (2) 子どもの健やかな育ちに対する支援
- (3) この条例に関する情報の発信や啓発
- (4) この条例に関する学習の機会の確保
- (5) 地域等における子どもの社会参加活動の啓発
- (6) 子どもにかかわる施設等におけるこの条例に定められた子どもの権利の保障
- (7) 児童虐待についての理解の普及及び防止
- (8) 子どもの権利侵害に対する相談、援助及び救済体制の整備
- (9) 前各号に掲げるもののほか、子どもの権利にかかわる施策

(豊島区子どもの権利委員会の設置)

第 31 条 区は、この条例に基づく計画及び施策を検証するために、区長の附属機関として豊島区子どもの権利委員会（以下「権利委員会」といいます。）を設けます。

- 2 権利委員会は、区長が委嘱する委員 10 人以内をもって組織します。
- 3 権利委員会の委員（以下「委員」といいます。）の任期は、2 年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とします。ただし、再任することができます。
- 4 区長は、委員が心身の故障のため職務を行うことができないと認める場合又は職務上の義務違反その他委員としてふさわしくない行いがあると認める場合は、その職を解くことができます。
- 5 委員は、職務上知りえた秘密をもらしてはなりません。

その職を退いた後も同様とします。

(権利委員会の職務)

第 32 条 権利委員会は、次に掲げる職務を行います。

(1) 区長の諮問を受けて、子どもの権利保障の状況等について、調査及び審議をすること。

(2) 前号の調査及び審議の結果を区長に答申し、制度の改善等を提言すること。

(答申及び提言の尊重)

第 33 条 区は、権利委員会の答申及び提言を尊重し、必要な措置をとらなければなりません。

(会長及び副会長)

第 34 条 権利委員会に会長及び副会長を置きます。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定めます。

3 会長は、権利委員会を代表し、会務を総理します。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理します。

(招集等)

第 35 条 権利委員会は、会長が招集します。

2 権利委員会は、半数以上の委員の出席がなければ、会議を開くことができません。

3 権利委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによります。

(庶務)

第 36 条 権利委員会の庶務は、子ども家庭部において処理します。

第 8 章 雑則

(委任)

第 37 条 この条例の施行に必要な事柄は、規則で定めます。

附 則

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行します。ただし、第 6 章及び第 31 条から第 36 条までの規定は、規則で定める日から施行します。

(平成 21 年規則第 69 号で、第 6 章の規定は、平成 22 年 1 月 1 日から施行)

(平成 29 年規則第 67 号で、第 31 条から第 36 条までの規定は、平成 30 年 1 月 1 日から施行)

(3) としま子ども会議実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊島区子どもの権利に関する条例（平成18年条例第29号。以下「条例」という。）

第20条第4項に規定するとしま子ども会議（以下「子ども会議」という。）の実施等に関して必要な事項を定めるものとする。

(事業内容)

第2条 子ども会議は、次の事業を行う。

(1)区政の子どもに関わる事項について、自主的に課題を決定し、当該課題について意見交換を行うこと。

(2)前号に掲げる意見交換の結果を、区に対して発表すること。

(組織)

第3条 子ども会議は、条例第2条第1号に規定する子どもであり、豊島区内に在住または在学するもので構成する。

(ファシリテーター)

第4条 子ども会議を運営するために、ファシリテーターを置くことができる。ファシリテーターは、子ども会議全体の進行補助を行う。

(会議)

第5条 子ども会議は、区が必要に応じて開催する。

(構成員以外の出席)

第6条 子ども会議は、特に必要があると認められるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(区による支援)

第7条 区は、子ども会議の開催にあたり、次の各号に掲げる支援を行うものとする。

(1)子ども会議の開催及び活動に必要な経費の補助

(2)子ども会議への子どもの参加及び会議の円滑な促進

(3)その他子ども会議に必要と認める事項

(意見の取り扱い)

第8条 区は、第2条第2号に基づく意見を公表しなければならない。

(庶務)

第9条 子ども会議に係る庶務は、豊島区子ども家庭部子ども若者課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、子ども家庭部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。



第2回「としま子ども会議」実施報告書

令和4年（2022年）3月

【発行】豊島区 子ども家庭部 子ども若者課

〒171-8422 豊島区南池袋 2-45-1

電話：03-4566-2471 FAX：03-3980-5042